

## 第648回 統計審議会議事録

1 日時 平成19年4月13日（金） 13：30～15：50

2 場所 総務省第1特別会議室 中央合同庁舎第2号館8階

### 3 議題

#### (1) 庶務事項

- ① 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- ② 部会長並びに部会に属すべき委員及び専門委員の指名について

#### (2) 諮問事項

- 諮問第320号「日本標準産業分類の改定について」

#### (3) 答申事項

- ① 諮問第317号の答申「農業経営統計調査の改正について」（案）
- ② 諮問第318号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」（案）

#### (4) 部会報告

- ① 第112回及び第113回農林水産統計部会
- ② 第133回運輸・流通統計部会
- ③ 第80回鉱工業・建設統計部会

#### (5) その他

### 4 配布資料

- ① 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき委員及び専門委員の指名について
- ③ 諮問第320号「日本標準産業分類の改定について」
- ④ 諮問第317号の答申「農業経営統計調査の改正について」（案）
- ⑤ 諮問第318号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」（案）
- ⑥ 部会の開催状況
- ⑦ 指定統計の承認等の状況
- ⑧ 平成19年2月指定統計・承認統計・届出統計月報（第55巻・第2号）
- ⑨ 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

#### 【委員】

美添会長、舟岡委員、新村委員、椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員、若杉委員、小原委員

#### 【統計審議会会議内規第2条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

統計局統計調査部長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、東京都総務局統計部長

#### 【事務局（総務省政策統括官）】

総務省橋口政策統括官、同伏統計審査官、同小林統計審査官、同吉田調査官

### 6 議事概要

#### (1) 庶務事項

- ① 統計審議会専門委員の発令について

美添会長から資料1のとおり、統計審議会専門委員として、富浦英一委員、宮川幸三委員が新たに任命され、菅幹雄委員、久保田誠一委員、深川由紀子委員が解任発令された旨

の報告があった。

② 部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長から、資料2のとおり、鉱工業建設統計部会に属すべき委員及び専門委員の指名並びに部会長の指名を行った旨の報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第320号「日本標準産業分類の改定について」

総務省政策統括官付の吉田調査官が、資料3の諮問文の朗読及び諮問内容の補足説明を行った。

[質 疑]

美添会長) 膨大な資料があるので、この場ですべてを見ることは難しいが、この案の作成には膨大な時間をかけて準備されたものと伺っている。この問題について質問、意見等をお願いしたい。舟岡委員、補足説明があれば願います。

舟岡委員) 今回の改定案は、先ほどの説明にあるように、前回の改定に引き続いて大幅な改定となっている。前回改定時には、経済のサービス化の進展に伴って従来のLサービス業が従業者数と事業所数のそれぞれで全体の4分の1を占めるまでに肥大化していたが、そこから「教育・学習支援業」、「医療・福祉」、「複合サービス事業」、そして飲食店と宿泊業を1つにして大分類を新設したことによって、従来のLサービス業を引き継いだ、第11回改定におけるQサービス業の従業者数と事業所数はそれぞれ15%程度の構成比になった。

Qサービス業はその他のサービス業といってもいいバスケット項目分類である。今回改訂では、そこからさらに「学術研究、専門・技術サービス業」と「生活関連サービス業、娯楽業」の2つを大分類として分離新設する。さらに、産業の活動内容から類似性がある物品賃貸業を不動産業と併せて大分類とする。こうした新しい大分類を設けた結果、改定案ではRサービス業になる「他に分類されないサービス業」の従業者数と事業所数はほぼ5%程度になる。今回の改定案では大分類の数は分類不能まで含めて20ですから、大分類1つ当たりで平均5%の構成比に見合う程度にバスケット項目が縮小し、サービス化に対応した分類の見直しは今回改定でほぼ一段落したということが改定の一つの大きなポイントです。

それから、もう1つ大きな改定内容は製造業の見直しです。中分類として設けられている一般機械製造業はその他の機械製造業といってもいい分類であって、そこがLサービス業と同様に規模が非常に大きくなってきて、実態が分かりにくくなっています。我が国独自の分類といってもいい精密機械製造業と整理統合して、機械について機械部品の製造、モノ、サービスの生産に用いられる機械の製造に区分し、いわば機械製造の川上から川下の流れに沿って中分類を編成した。

それから、とくに製造業において一番大きな問題となっているのが専ら管理等を行う本社・事業所等についてです。前回の改定までは本社等の中で一部現業的な活動がわずかでも行われているならば、その現業の活動内容に従って細分類に格付けしていた。前回改定ではそれは適切でなかろうということで、本社等の管理的な活動も何らかの価値を生み出しているとみなして、傘下の事業所全体にわたっての活動に分類するという改定を行った。今回改定では、さらにそれを進めて本社等の管理的活動を行う事業所というものを分類項目として起こして中分類ごとに設けることとした。

同時に、製造業以外で管理的な活動を専ら行う本社等の事業所がある産業については、そこに設けられた中分類ごとに分類項目を起こしたのが大きな改定内容である。この点は各国の産業分類等でも非常に悩んでいるところであって、国際

標準産業分類では二元的な分類を行っている。本社等の管理的な活動を行う事業所は、一括して設けられた分類にも入るし、事業活動に従ってそれぞれの分類にも入るという処理がなされていて、産業横断的に集計すると重複して計上される弊害が生じることとなる。今回改定案のような分類を置くことによってその弊害を避けることができ、ゆくゆくは国際標準産業分類の審議にも何らかの影響を及ぼすのではないかと私は予想している。

それから、長年の懸案であった農業と林業を1つの大分類に統合する。運輸業と郵便業について、最近の経済活動内容からすると近接してきているということで、両者を同じ大分類に配置した。情報通信業の中でインターネット付随サービス業が最も高い成長率を示しているが、そこについて細分類に区分することと併せて情報サービス業に細分類を新設した。

また、宿泊と飲食店のサービス業についてこれまでは飲食店・宿泊業であったが、店舗を構えて飲食サービスを提供する飲食店だけではなく、テイクアウト、デリバリーのように、店舗を構えていなくても飲食サービスを行う事業活動も取り込んで「宿泊業・飲食サービス業」と変更し、改定された大分類における飲食サービスは店舗にとらわれず、すべての飲食サービス活動を含めたものになっている。

先ほどの説明になかったが、製造業が直接消費者に小売りする、製造小売りが最近、インターネット等を介して従来とは違った形態で登場してきた。かつては、菓子製造小売業やパン製造小売業の製造小売業については小売業に別途分類されていて、それぞれ製造小売業と単なる小売業の二つに細分類として立っていたが、インターネット等を介して例えば電気製品、健康食品を製造して消費者に直販する事業形態について従来と同様に分類において小売業に扱うことは適切ではなからうと考えられる。従来製造小売の代表的な事例である納豆屋さんや豆腐屋さん等々の製造小売業というのは店舗で販売する活動を通して多くの付加価値が生まれる。それに対して、電気製品や健康食品を製造してインターネットを利用して販売する事業形態については、販売活動のコストはあまりかからずに、その活動から付加価値が生み出されるというよりも、その商品を製造する工程で付加価値の多くが生み出されると考えて、それらの活動については製造業に分類する。そのときの分類の仕方として、店舗を構えているか否かを基準とした。店舗を構えて製造小売している事業所については小売業、店舗を構えないで製造小売している場合は製造業とするという基準の変更も今回改定点です。

ほかにも細かい点では幾つかの変更があります。リースと並んでアウトソーシングの代表的な事業活動として労働者派遣業がありますが、労働者派遣業と職業紹介事業は明らかに事業内容は異なるものですが、情報提供することを通して求人と求職をマッチングさせる機能の類似性でとらえれば、1つの分類とすることが利用上の利便性を高めることになるということで、これらを併せて中分類として新設した点も今回の改定内容です。

美添会長) 今回の検討すべき課題については、先ほど紹介があった資料3の3ページと、4ページに明確に整理されている。この点を中心に議論していただければいい成果を上げると思う。

特段、この段階で意見がないようなら、答申までには長い時間がかかる議題であるので、中間報告の際に発言をお願いしたい。

本件については産業分類部会で審議することになるので、舟岡部会長、よろしく願います。

(3) 答申事項

○ 諮問第317号の答申「農業経営統計調査の改正について」(案)

総務省政策統括官付の小林統計審査官が、資料4の答申(案)の朗読を行った。続いて、  
椿農林水産統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

椿部会長) それでは、これまでの農林水産統計部会の審議の経緯と答申案についてご説明する。

まず、部会における審議の経緯についてだが、答申案作成までの部会における審議は本年1月12日の第645回統計審議会にこの農業経営統計調査の改正について諮問されたわけだが、基本的にこの部会は4回の審議を行い答申案をまとめた次第である。

1回目の110部会は1月18日、2回目の第111部会は2月1日、3回目の第112部会は3月12日、4回目の第113回部会は3月23日ということになっている。

このうち、すでに1回目と2回目の部会の結果については当審議会に報告しているので、本日は3回目と4回目の部会の結果概要についてまずご報告する。

お手元の資料6の第1ページ、これが3月12日に開催された第3回部会の結果概要である。3月12日の部会においては、論点メモの第2回部会までで議論したことの残りの事項と骨子案の審議がなされた次第である。そこにあるとおり、審議の概要、論点メモについて骨子案ということである。

特に、この論点メモについては、この(1)ののところにあるように組織経営統計の調査期間について、他の統計と比較する際の利便性や公表の早期化を図る観点から、会計年度内に決算期を迎えた組織のさかのぼること1年の期間を調査期間とするべきという指摘があった。これについては、第4回目の部会で改めて実査部局、農林水産省のほうから説明を聴取することになったわけである。

それから、特に(2)であるが、農業経営体という概念が導入されたことについて、統計利用者に対して十分な周知徹底が必要という指摘もあった。

次にこの下のほうの骨子案についてだが、まず調査の範囲を標本設計の前に持ってきてはどうかという、これは実は当初の骨子案が私のほうの論点メモの順番に作成されていたが、その順番にすべきであるということがあって、幾つか段落の位置についても調整すべきではないかということで、構成に関して大枠の意見をちょうだいしたところである。

それから、(2)である。担い手層とそれ以外の層で目標精度に差を設定するという点に関しては、これはほとんどコンセンサスであったわけだが、ただ一方で土地の集約により規模拡大が図られていくプロセスにおいて、土地の供出側となっている零細経営層、担い手ではない経営層について、ある程度の目標精度の維持が必要である。これはすでに今回の調査ではその種の配慮がされていたが、特にこの部分の目標精度の今後もの維持も必要であるということはこの議事録において記録として残しておくべきであるという意見があって、まさにここにそのように残っているということである。

それから、個別経営体と個別法人経営体を分離せずに把握することについての記述に関して、当初の答申案では理由の1つとして個別経営体質の推移ということがあったのだが、2005年農林業センサスで個別法人形態数が減少していることを書いたわけだが、これを理由とすることは必ずしも適当ではないということで、そのような形で削除をする形になった。

それから、今後の課題についても幾つかあって、誤差情報の提供等についてはすでに配慮されているということもあり、適当ではないのではないかと意見を頂戴した。

第3回目の部会に関しては、以上のような意見が出て、これを取りまとめの形で行ったのが1ページめくった第4回、113回の農林水産統計部会ということになる。こちらのほうもかいつまんでご紹介する。

4回目の部会では先ほど申し上げたように継続審議となっていた組織経営の調査期間について農林水産省からこの部会での指摘を受けて、今回の当初の調査計画を変更して実施する旨の説明があって、部会としても了承した。

この答申案についても、したがってこの組織経営体の調査期間の変更について記述することとなったわけだが、これらに関しては後ほど答申案の説明の中で説明させていただければと思う。

それから、あと幾つか記述の意味内容の明確などの観点からご指摘をいただき、これに伴う修文に関しては私のほうに一任させていただくという形で基本的に答申案をこの農林水産統計部会において了承した次第である。

以上、3回目、4回目の部会での議論を受けてでき上がった答申案ということで、また引き続き資料4の答申案のほうに戻っていただければと思う。この答申案の内容について簡単に説明させていただく。

まず、答申案の構成ということに関しては、前文に引き続き、記以下の部分で導入部分として全体に係わる総論的なもの、これが2段落ほどあって、それから2ページ以降に今回の調査計画について部会で議論した論点メモの項目に概ね沿いながら、これは先ほど申し上げたように構成概念の非常に大きなものから順番に書き直したということがあるが、調査体系等、1である。2が調査対象の範囲、3が標本設計。ページをめくって4が調査事項、5が調査方法という形で構成している。

お気付きのように、今回の答申には今後の課題という部分はない。当初、農林水産統計において例えば企業に関するほかの経済統計との比較がより容易となるような工夫をすべきであるという今後の課題を置くことにしていた時期もある。他の統計の利便性ということに関しては、先ほどの結果概要、第4回のところでご説明したように今回の部会の指摘を受けて、農林水産省においては省内で検討していただいて、今回の調査計画から企業などに関する他の統計との比較における利便性向上の非常に具体的な方法として、組織経営体の調査期間を変更するという判断をしていただいたわけである。

もちろん、いろいろな意味で他の経済統計との横断的比較という課題はあるのかもしれないが、具体的にできるということをまずやっていただいたということがあったわけで、長期的ないろいろな検討のものはあるにしても、今後の課題というようなものは今回の答申では行わない判断となったわけである。まず、そのところを最初にご説明させていただいた。

前文というのは諮問文の引用であって、特に農業経営体の概念の導入、品目横断的施策の施策展開を踏まえたものという記述の上で、審議会として統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的実施などの観点から、以下のような結論を得た旨記述しているわけである。これは標準的なスタイルかと思う。

そのうえで総括的な部分、記以下の2段落である。この部分、概括の段階では第1段落において農業経営統計の趣旨、目的、これまでの変遷、そして第2段落において今回の改正内容のポイントを総論的に記述したということになっている。

1枚めくっていただいて、さらに具体的な部分である。まず、先ほどあったように調査体系等では調査対象を農業経営体とすること。第2段落で四半期別収支の廃止、第3段落では品目別経営統計の廃止をそれぞれ妥当と判断しているということである。

調査対象の範囲、第2項である。第1段落では担い手とその予備軍を合わせて担い手層として把握すること。第2段階では、法人経営がなされている農業経営体を個別

法人経営と組織法人経営に分けて把握することに関して、それぞれ適当であると判断しているわけである。

標本設計、第3の事項であるが、第1段落で担い手層とそれ以外の層で目標精度に差をつけること。これは先ほど申し上げたようにそれ以外の層に関する目標精度の確保に関しても今回配慮していただいたが、それについてはここには書かず、今後もそういう議事録のほうにとどめたということである。

第2段落では個人経営体と個別法人経営体を今回は分離せずに把握することとした。

ページをめくっていただいて、第3段落で任意組織経営統計において集落営農型任意組織経営統計の対象形態を抽出階層として分離して設計するという、これが皆適当であるという判断である。

第4段落と第5段落、3ページ目になるが、この母集団情報については現時点においては農林業センサスが最も適当な情報と考えられることで、これは概ね適当という形の評価をしたわけである。ただ、これはすでに実査部局でご承知であったが、しかしながらと第5段落で受けさせていただいて、例えば、届出統計調査である集落営農実態調査の結果などを抽出し、さらに適切な母集団管理をしてほしいということで、これを標本の設計管理のほうに有効に活用していただきたい。そういう形で、母集団管理を通じた標本の管理により一層努めることが必要であるという記述にしているわけである。

それから、続いて第4の調査事項であるが、ここに関しては第1段階で現金出納帳における年間一括記帳、第2段落で経営台帳における新たな調査事項の択一方式による追加、第3段落で部門別収支の把握を引き続き費用及び資産を各部門に配賦して把握すること。第4段落で、作業日誌における部門間労働時間の把握について、それぞれ妥当であるとしているわけである。このあたり淡々と書いてあるが、これは実査部局、今回の種々の事情の中でいろいろ工夫していただいたところであって、この種の努力は大いに評価されてしかるべきではないかと考える。

それから、調査方法になるが、3ページから4ページにかけてであるが、調査方法についても種々の工夫をしていただいたわけで、郵送回収をはじめとして今回導入される調査方法を列挙し、第2段落として、経営台帳に自計申告方式を導入することに関しては、必要な試行調査を踏まえたものであるということを書き添えていただいた次第である。これらはすべて適当なことであると判断させていただいている。

それから、最後に第3段落だが、先ほどから何度かご紹介したが、部会での指摘、あるいは資料を再提出といった経緯を踏まえて、農林水産省のほうで誠意をもって検討していただき、答申案にも書きましたようにこの組織経営体の調査期間について、他の統計と比較する際の利便性の観点から年度に着目したものに今回の調査から変更するという、これを適当である、本来でしたらこういうことが必要であると書くべきだとは思っているのだが、農水省のほうで非常に誠意をもって検討していただいたことで、そのように考えていただいたということで、これも適当というような文体を使わせていただいた次第である。

以上、答申案の説明はこういうことである。最後に私のほうで一言述べさせていたくと、今回の調査計画については基本的には前回の統計審議会、当部会の指摘事項を着実に具体化するという要請に応える一方、この農業経営体の概念の導入、また担い手に着目する品目横断的な経営体安定対策への転換といった農業政策上の要請にも対応したものになっている。

さらには、現在、農林統計組織全体が減量、効率化を求められるという大変厳しい状況の中であって、報告者の負担も勘案しつつ択一方式で新規調査項目を設定すると

ということなど、調査実施者におかれましては多様な工夫を投入していただいて、大変な努力をされて今回の調査計画を立てていただいたと考えている。この点については、特筆すべきことではないかと思う。

特に、冒頭から申し上げたように部会の議論、指摘を迅速に検討し、組織経営体の調査期間の変更を判断していただき、他統計の比較性を向上していただいたことに関しては、農林水産省には改めて感謝するとともに、真摯な対応が今後も引き続き行われるということを強く期待するものである。

今回、議事録に残すとか、答申に盛り込まなかった事項がいろいろあるわけだが、今後とも農林水産省におかれては農業経営統計調査のより一層適切かつ的確な企画立案実施をお願いしたいと考えている。

美添会長) ただいまの報告、説明について意見、質問をお願いしたい。

大変丁寧な説明をいただいた。答申案文でこれだけ適当と並ぶのは久しぶりで、丁寧な準備がされた上に、部会で指摘された事項についても対応が迅速がなされた極めて珍しい例のように思う。意見等あれば願います。

舟岡委員) 私も部会長、会長のご意見に同感です。今回の答申は今後の課題がない久しぶりの答申であって、これは前回改正からあまり時間が経過してなくて、その間に指摘された主要な課題についてすべてをこなしていただいたことによるものです。現段階で農業経営統計調査については必要な改正がほぼすべて完了したという部会の判断によって今後の課題がなかったという久しぶりの答申で、農林水産省の努力を私も高く評価している。

美添会長) ほかに発言はあるか。

今後の課題はないと言いながら、念のための確認だが、答申案文の最後に年度内に決算期を迎えた組織の扱いに触れて、原案に対しては対応が必要という説明があった。そのとおりだが、審議の過程で対応している。将来も同じような工夫を続けて欲しい。

もう1つ、この統計は極めて重要であることは間違いない。そもそも農家経済調査導入時期には農業に従事する者は非常に多かったわけで、当然、必要な統計を作成してきた。現在のように農家数、農業経営体数300万を割る状況で比例して統計の規模を小さくできるということにはならない。規模が小さい産業は統計予算の比率は高くなるのが必然的な結果である。農水の場合には統計職員の数が大幅に減ってきている。そろそろ限界になっていると思う。特に規模が小さくなりつつある産業の場合にその変化をとらえるためには詳細な統計が必要だ。今回、担い手層の周辺に関する統計精度をこれ以上下げないようにと明確に書いているが、今後も配慮をお願いしたい。

この点は農林水産省だけではなく、政策統括官室が総合的に判断するときに必要な視点だと思う。

反対意見がないようなので、この原案をもって答申として採択することとしたい。

ただいまの答申に関して農林水産省の長統計部長からご挨拶をいただく。

長統計部長) ただいま農業経営統計調査の改正につきまして答申をご採択いただきました。調査実施者として御礼申し上げます。

答申の中でもふれていただきましたし、今、美添会長からもお話いただきましたが、農業経営統計組織、今大変大きな定員の削減、減量効率化に取り組んでいるところであるが、他方でこういった世界の食料自給が非常に不安定な中で本当に足腰の強い担い手の農家を育てていくという、その第一の大きなデータがまさにこの農家の経営統計だと認識している。そんな中でその変化をきちんととらえていくという、そのために実態を明らかにするという標本設計、また一方では全体としての組織の効率化といった中での相矛盾する難しい中での調査の見直しということである。したがって、

今回のご審議に際しましては調査対象の変更、それから郵送回収の導入、会計ソフトの活用ということでさまざまな課題があって、部会の審議等では皆様方に大変ご苦労いただいたと聞いている。

今後は今お話があったように、これまで私どもの組織が培ってきたノウハウを生かすということと、それから統計の質を低下させない。そして、また行政に活用するだけではなくて、今のこの農村の、あるいは農家の実態を国民の方々にもよく知っていただく、そういったさまざまな課題に対応できますようにしっかりとした統計の作成、提供に努めてまいりたいと思う。

最後に美添会長、椿部会長をはじめ委員の皆様方のご審議に対しまして感謝申し上げます。

② 諮問第318号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」（案）

総務省政策統括官付の犬伏統計審査官が、資料5の答申（案）の朗読を行った。続いて、三輪運輸・流通統計部会長が、審議経過及び答申（案）の説明を行った。三輪部会長）特定サービス産業実態調査の改正について、報告する。

3月27日の第133回部会において、第131回及び132回部会における意見等に対する回答を踏まえ、論点全体について審議を行った。続いて、答申案について審議を行い、答申案は原案通り了承された。

先ほどの農業経営統計調査の答申と比較すると、最後に今後の課題のところが大な部分があって、対照的な構成になっているかと思うが、説明をお聞きになれば分かるように、何も事務局に問題があったということを申し上げるものではない。

今回、133回部会結果の概要及び答申案について、お手元の資料、部会の開催状況及び答申案に沿ってポイントを絞りご報告する。

133回部会結果の概要だが、132回部会等の意見に対する回答及び論点に関する審議における主な意見は次のようなものである。1ページ目のアの調査対象業種については、1のとおり一般計量証明業を副業で実施しているところが大勢を占める状況であるから、小分類レベルの計量証明業を主業で把握することに政策上意味があるのかという質問があった。原則に従ってやるとこれが非常に小さくなってしまう。これについては答申案の今後の課題で検討することにした。

1ページのイの調査事項については、②のとおり今後の課題として生産面での海外との取引の実情、サービス業の収益面の変化が読み取れるような調査事項を検討してほしいとの意見があり、調査実施者から事業所単位での把握可能性を含めて検討するとの説明があった。

例えば、生産面で海外との取引の実情でいうと、我々の世代が学校で習ったころではサービスというのは貿易できないものとして習い、海外との関係というのはあまり考える必要がなかった。しかしながら、現状はそういうことでなく、誰かに対して何か注文をすると、それに対する対応が海外でやっているなんていうのはざらにあって、そういう実態を踏まえて調査をしてくれという、調査できないかということである。これはなかなかややこしいところがある。そういうことについて根本的にどうしたらいいかを考える必要があるということで、検討をするということ。今後の課題のほうに残っていることである。

2ページ目のウの集計事項等について、19年以降の時系列比較の考え方について質問があり、まず18年結果を公表したうえで、そのニーズを踏まえて今後公表することの有留意等を検討したいとの説明があった。名簿が変わったということがあるので、そこでの継続性をどうやって確保するかということがある。とりあえず今回に関しては結果が公表されるが、その後どうするかということに関しては改めて検討させていただきたいということである。



それから、答申案に関する審議における主な意見である。答申案における主な意見は答申案を説明の際に併せてご説明することとし、ここでは統計体系上の位置づけに関する意見等をご報告する。

2 ページ目の1つ目の○です。サービス産業に関する統計を整備するという流れの中で、経済産業省は本調査を構造統計と位置づけるのか、いわゆる年次動態統計と位置づけるのかという質問があって、経済産業省は同省所管業種に関する構造統計と位置づけているということである。しかしながら、全体的な体系の中における位置づけについては、今後、総務省と協議していく中で検討をしたいとの説明があった。

答申案については以上のほか、若干意見が出ましたが、原案どおり了承された。以上が第133回部会の概要である。

なお、前回の統計審議会で電子マネーについてどうなっているかということに関して検討して報告してほしいという会長からの要請があり、それはそのまま伝言した。実施部局でそのことについて調査したので、それを部会でご報告いただいたので、私の報告が済んだあとで実施部局から簡単に報告をいただくことになるかと思う。

答申案について説明する。答申案の構成は1の本調査の経緯と今回審議の考え方。2が今回の改正計画、3の今後の課題の3部構成とした。

あとで申し上げるが、若干難しい問題をいろいろ抱えた統計であり、若干変わり者のようなところがある。微妙な書き方が随所にあるかと思う。

1の本調査の経緯と今回審議の考え方についてだが、本調査の経緯と今回審議の考え方については、特定サービス産業実態調査の本来の目的及び今日的意義を記載するとともに、18年調査計画との関係を整理した上で、今回、審議の基本的考え方について明示した。具体的には、第1パラグラフでは、特定サービス産業実態調査の目的及び経緯並びに必要な統計の整備、提供の役を担ってきたこと。

第2パラグラフでは、平成18年調査はサービス産業分野の業種特性の的確な把握、調査結果の精度向上という改正に向けた基本的な考え方に基づき、大幅な変更を行ったことを明記した。

続いて、第3パラグラフでは、政府の課題に言及しつつ、第4パラグラフでは、サービス産業を取り巻く情報化、国際化、人材の流動化等、社会経済情勢を踏まえ、個別業種ごとに大きく異なっている業種特性や課題に的確に対応した統計の整備、提供が行政のみならず学会、産業界等関係各方面において求められているとの考え方を示した。

第5パラグラフでは、平成19年調査の審議に際しての考え方として、平成18年調査等の答申における改正の基本的な考え方に即した調査計画、そして整理した上で、これをよりの確に実施することにより行政のみならず、関係各方面の統計利用者の多様な需要に資する統計として整理することが適当との本部会における基本的な認識を明示した。

2の今回の調査計画についてだが、初めに調査対象業種については記述のとおりであるが、部会審議の中で指摘された今回追加する4業種の選定は予算制約上ではなくて、骨太2006、平成18年7月の閣議決定のものだが、重点サービス6分野などの政策的必要を考慮したものであること。都道府県等の実査負担面についても考慮したものであるとして、適当とした。

調査事項についてであるが、なにぶん長い間存在した確立した産業では必ずしもないこともあって、基本的には適当なのだが、もう少しこういうことをしてくださいという形式になっている。ですから、いきなり適当ではなくて、しかしながらというふうに出ているのだが、根本的なところでとても大きな問題があったということではない。

今回、追加する4業種に関して企業概要把握のための事項と各産業の業種特性把握

のための事項が設定されていることから、概ね適当とした。しかし、第131回部会及び第132回部会の審議結果を踏まえて、映像情報制作・配給業については近年の配信形態の多様化や国際化等における収入構造等の変化をよりの確にとらえるため、4の年間売上高においてインターネット配信によるロイヤリティー収入を把握すること、クレジットカード業、割賦金融販売業については近年の収益構造等の実態をよりの確にとらえるため、4の年間売上高においてリボルビング方式による収入を把握することともに、この会員数等においてICカード化の比率及び年会費無料のカードの発行状況を把握する必要があるとした。

3の集計事項等については、結果利用上の観点から平成18年調査において母集団情報の変更を行ったことに伴う影響等について、検証の上、統計利用者に情報提供を行うものであり、適当と認められるとした。

3の今後の課題についてである。ここでは1、2、3と3項目について整理した。1がサービス統計の体系整備に向けた本調査の在り方、2が調査対象業種の在り方、3が調査事項の見直しの3項目である。

まず、1のサービス統計の体系整備に向けた本調査の在り方では、政府はサービス統計の抜本的改正を図ることとしているという状況の下で、今後の本調査の目的、位置づけを明確にすることがとりもなおさず本調査の今後の課題の最大のポイントであるという趣旨を記載した。

また、在り方に関しては、議論する場合の視点について、明記したほうがいいとのご意見等が出されたが、これらの意見を含めて本年10月以降に新たに導入が検討されている公的統計の整備に関する基本的な計画に関する審議において検討が行われることであることから、その点に留意すべき事を明記するにとどめた。

次に2の調査対象業種の在り方であるが、経済産業省が今後調査対象業種を順次拡大することとしていることから、標本調査の導入が必要となること、また地域別表章の問題があること等を踏まえ、地域統計の整備を含めた統計需要への対応と記述した。

また、今回調査においては平成18年計画時に母集団情報について、従来の業界団体名簿から事業所、2号統計調査名簿を变化することにより主業ベースの調査とし、調査対象業種の分類区分を日本標準産業分類の小分類レベルに統一することを行っている。今回の調査についてもその方向を踏襲することとしているが、今回、ヒアリングをした結果、小分類とすることにより政策的に必要性が小さい、例えば、一般計量証明業を把握することとなる等実態が判明したことから、今後改めて検討することが必要とした。

この点に関連して、第133回部会において、本調査においては今後サービス産業の特性として主業ベースを調査していく方法ではなく、今後はアクティビティを含めて検討していくことが必要と考えるとの意見もあった。

さらに同部会においては、映像情報制作・配給業及びクレジットカード業、割賦金融業の2業種を企業調査とすることについて、調査単位の在り方について記載すべきではないかとの意見があったが、これについては経済センサスにも共通する問題であることから、今回答申では今後の課題とすることは影響が大きいとの判断により、部会長報告によって対応することが了承された。つまり認識はしているが書かないで、部会長報告にとどめておくという扱いをすることが了承されたということである。

なお、答申上の調査対象業種の在り方とは、ここで例示している日本標準産業分類の小分類レベルでの調査対象業種の選定及び主業ベースの把握に関連して、調査の毎年化、調査事項の隔年化等、幅広い事項を想定していることを念のため申し添える。

3番目の調査事項の見直しでは、まず今回は4業種に特化したために時間の制約があつて検討できなかった既存7業種についても、関係各方面の統計需要に対応するために見直すべきことを明記した。

併せて、その中で今回特に必要性が高いと指摘されたサービス産業が業務や労働者の外注に依存している実態、ITを利用した販売形態等の変化、国際化が進展していること等を踏まえ、これらに関する実態を把握するための調査事項の在り方については、部会での審議における委員の意向を適切に表現するため、少し強い言い方だが、早急に見直す必要があるとした。

いずれにしても、調査実施者においては今後の課題に掲げた事項はもとより、答申案に盛り込めなかったが部会審議の過程でご検討をお願いした点を含め、今後改善に向けて真摯に検討をいただくようお願いする。

答申案については以上である。部会長になったときに増えたもの、その時点から壊れ物注意みたいなもので、審議を始めますときにも無事にかえってくるのかという、そういう不安を持って私は船出をした。無事に陸上に上げる前まではきて、そのままでもよしいということになるかどうかかわからないが、これはどう考えても過渡期の状態である。率直に言って2年間大変な時代を踏まえてここに来ているわけだが、ご覧になれば分かるように、これからの1年間はもっと大変になって、来年はもっと大変だろうというふうに私は思う。

そういう中でとにもかくにもこういうものをまとめるうえで大変な役割を果たしていただいた実施部局の方々にご苦労さまでというか、ありがとうございますと申し上げるのは最初の話だろうと思う。

ただ、来年のことを考えると、部会長として一言感想を述べさせていただきたいと思う。そもそも18年と19年、18年が種が蒔かれたときであろうかと思う。なぜああいうことが起きたかということを考えて、それから10月から新しい審議が始まるから、そういうことを審議をされる方に一言まず申し上げたいのは、サービス産業というのは産業分類のところでLからRになるそうだが、ここで言っているサービスというのは旧来の広い意味でのサービス、昔でいいますと残り全部という、今になると経済はほとんどこれになってしまった。サービスというのにはっきりとしたイメージがあるような意味でサービス産業と言いますと、要するにこれはその他産業なんだというふうにお考えになったほうがよろしいかと思う。

そのときにサービス統計が重要だからといって、こういうふうにすべきだという、あまり型通りにやられると、前回の統計審議会でも申し上げたが、ここで特定サービスの調査対象にしているところは、たとえば言うとなら19世紀のアフリカ探検みたいなところで、知らないうちに大きいものが3つできてしまった。それを探検をしなければいけない。そのときに何を調べたらいいか、なかなかよく分からない。多くの人が分からないから、とにかく知りたいと思っている。そういう類の調査だと私は思う。

そういうときに、あまり型通りに横並びということを使うと、たとえば言うとならあたりでこういうことを統計調査してこいと勝手に決める。その中に主要な項目の中に今時は馬車で走れるということは重要だから、馬車が速く走れるような幅3メートルの石畳の道がどれぐらいあるか調べてこいと、下水道がどれだけあるかということが発展度合いを測るのにいいから、そういうことを調べてこい。それだけで十分だというようなことを仮に司令塔のほうか何かで決められますと、これが特サビと関係があると言われると消耗するが、ちょっと慎重にそういうことを考えていただきたい。これが第1点である。

2番目は、これも特定サービス産業実態調査の対象の中に映像情報制作・配給業というのがあって、その中に映画というのが入っている。映画会社のプロデューサーの方に話を聞いたとき、これはとてもいい話だと思ったのは、日本の映画産業がだめだ、最近調子がよくなった理由は何だ。その説明は、その方はプロデューサーですからそういうことを言うが、日本の映画会社というのはかつてはスターシステムでスターが中心だった。あるいは、監督が中心だった。その人たちが言うとおりにやっていた。

良くなったのは、プロデューサーシステムを導入して、何が求められているかをプロデューサーが判断して、監督もスターもそういう基準に従って選択されるようになって、マーケットが欲しがっているもの、需要されているものができるようになったんだということ。その話は統計がそうだというふうには私は思っている。特に、でき上がった分野の統計ではなくて、先ほど言いました未知のアフリカに探検に行く、そういうような調査対象を持った統計であるとして、基本的にはプロデューサーが重要なんだ。

私がこういう話をするのは、調査実施部局の方にはすべからず特にプロデューサーになるつもりで成功をするプロデューサーになるようになっていただきたいし、そういう方が作るんだということ周りの方もよく判断されて、ちょっときつめの言葉ですが、あまり邪魔をしないように、盛り立てて来年はもっといい統計をプロポーズしていただけるようなことをしていただきたいし、そういう環境が整備されるようになっていくのがよろしいかと思う。率直なところ、これまでの2年間というのは少し不幸な状態ではなかったかと思う。

以上、余計なことを申し上げたが、壊れ物を送り届けた部会長の感想とさせていただきたいと思う。何はともあれ、無事に着地できそうなところまでできたので、皆様方のご協力に感謝する。ありがとうございました。

美添会長) ただいまの報告について意見、質問をお願いします。

舟岡委員) 答申案については特段の意見はない。部会審議で主業ベースの調査なのか、それともアクティビティまで含めて調査すべきなのかについての議論があったようだが、その点についても重要だが、もっと大事と思うのは、映像情報制作・配給業、クレジットカード業、割賦金融業については企業を単位とした調査なので、対象業種は企業産業です。企業の中で最も大きな収入額を得ている業種が該当すれば調査対象になる。とすると、大規模な事業所でこれらの業種を担っていても会社全体でとらえると2番手、3番手にとどまるような企業が対象から抜け落ちてしまう。これは事業所を単位とするか、事業所の中でのアクティビティに注目して調査するのかということ以上に大きな問題をはらんでいるのではないか。

企業活動基本調査は開始時点において企業の中で事業所として製造業、商業、鉱業のいずれかの活動を主とする事業所がある企業については調査対象とすることとしていました。こうした経験を踏まえて、今後の検討で企業を単位としたとき、そのとらえる範囲をどこに設定するかについて十分検討していただいたほうが良いのではと思う。

美添会長) 三輪部会長何か。

三輪部会長) 答申を出しますと、部会の手から離れまして実施部局のほうに行ってしまうが、議論としましては、私が言うよりも調査実施部局の方が述べたほうがいいかもしれないが、まず名簿をつくるというのはもともと大変である。名簿をつくるのは大変だったから18年に向こうに移った。移ったことによって困ることはいろいろあるという話がある。出てきて、どこまでどうやって折り合いをつけるかということに関して検討させてくださいというので今年止まっている。

もともとからいうと、特定サービスのところに対象になってくる多くは多くの企業の会社の片隅で始まったものがだんだん大きくなって、あるものはスピンオフするけれども、あるものはそうではない。だから、ビジネスとしては非常に大きくなってきたけれども、それをどうやってとらえたらいいかということの、これで行けば大丈夫という方法は考えてもなかなか浮かばない。そういうところでどうするかという話だと思う。

これから1年間、実質1年ないかもしれないが、すぐ回答が出てくるかどうかかわからないが、とりあえず18年に向こうに踏み切ってしまったことに関して、踏み切った

ことは事実であるとしても、それをどれぐらいまでどうすればいいかということで、こちらから送ったメッセージは18年に決めたからといって、それでこだわらなければいけないということは必ずしもないと思いますよということで、一生懸命に検討してくださいということなので、これから検討されると思う。

美添会長) 重要な問題点に関する議論があったが、答申案文に反対ということではないと思う。今回の答申について、三輪部会長が説明したように、今後にかけて何が起るかという視点から整理を試みたい。

この統計は特定という表現のとおり、サービス業一般を対象とするものではない。サービス業基本調査は平成元年に初めて導入されて、全体像がようやく明らかになったわけだが、この調査は、私の記憶によれば石油危機の時期に当時の通産省が政策上サービス業を捕捉する必要から特定業種に絞って調査を開始したと理解している。

その対象は必然的にアクティビティになって、主業ではなくても事業所のアクティビティとして特定サービス産業に含まれる活動があれば捕捉する全数調査である。そういう意味では正確な調査ができて、業態ごとに内容を変えることで、行政に必要とされる役割を果たしてきたと思う。

サービス業基本調査という5年周期の調査が導入されたときに、すでに詳細な調査が実施されている特定サービス業種は除外した。重複して調査がかからないような調整も図られたというのが過去の経緯である。

ところが、部会長からも紹介があったように、現時点では事態が流動的になっている。政府全体としてサービス統計の抜本的拡充を図るという流れの中で、経済センサスによる詳細な名簿が作成されようとしている。それを考えると、平成21年のセンサスによって正確な名簿ができて、本格調査は23年である。そうすると、特定サービス実態調査も21年で作成された名簿によって母集団情報が把握できるとともに、23年の経済センサスの内容如何によっては設計を考え直す余地が出てくる。

ただ、23年の経済センサスにおいて主業以外の経済的活動、副次的なアクティビティがどこまで捕捉できるかという、その結果にもよるので依然として事態は流動的である。そういう大変困難な状況で必要な情報を得るということから平成18年の調査を計画され、今回また修正された計画が出ている。これが時間的な流れだと思う。

先ほど部会長が来年は大変だと指摘されたが、私の予想では来年だけでなく、23年の調査結果が出る24年あるいは25年までこの調査の検討を引き続き行わなければならない。経済産業省の統計部局の負担は大変重いものになると思う。

多大な時間を割いて、準備された今日の答申に対する部会長の評価については、私も同感である。

答申案文についてはこれで反対がないものと認めてよろしいか。

三輪部会長) さっきの電子マネーのことについて。

美添会長) 失礼した。電子マネーについては重要な問題であることから、部会での検討をお願いしたが、今日の参考資料にもついているので、実施部局からご説明をお願いします。

新井調査官) それでは、資料の中に第133回運輸・流通部会資料より抜粋という資料と、電子マネーの表が2枚ほど入っている。それで簡単にご説明申し上げます。

まず、抜粋資料の1.だが、現在の電子マネーといわれるもの、どういうものが出ているのかというものである。わかりやすく別紙で図表にしたものがついている。支払方法として、後払い方式と前払い方式がある。発生形態として一般店舗系、交通系から発生したものがある。こういうことで今現在、電子マネーが動いている状況である。

それぞれがクレジットカードと結びついているという形で、私どもが調査しているクレジット業界と関係があるという状況である。

文書の2.に移ります。それでは、クレジット業界で数字的なものであるとか、定

義はどういうふうになっているのかという状況であるが、残念ながら明確な定義もない状況、それから各社さんで実態を把握しているのかということ、それもまだ残念ながらできていない状況である。

3. でそういう状況を書きまして、現在、クレジット業界は電子マネーに関する事項を調査する段階では残念ながらないということで、引き続き検討してまいりたいという状況である。

美添会長) ほかの統計でも参考になるような情報だと思う。

本論に戻るが、今回の答申案文について特に反対はないと認めてよろしいか。

それでは、本案をもって当審議会の答申として採択することとし、これを総務大臣に対して答申する。

ただいまの答申に関して経済産業省の細川調査統計部長からご挨拶をいただく。

細川調査統計部長) ただいま答申をいただきまして、大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

この答申、大変多くの重要なお指摘をいただいた。今後に向けてたくさんの宿題をいただいたと認識している。改めて申すまでもないが、サービス産業はGDPの7割を占めている。我が国経済を支える重要な産業である。また、同時に先ほど部会長からもお話があったが、サービス業は実に多種多様であって、新陳代謝が激しい産業でもある。こうした変化に対応して、サービス産業の実態、これをしっかりとらえていく必要がある。経済産業省といたしましても今後のサービス統計の体系的整備としっかりと調和を図りながら、この特サビの実態の整備、拡充ということにしっかりと取り組んで参りたいと考えている。

美添会長、それから三輪部会長をはじめ統計審議会委員、専門委員の皆様には今回のご審議に当たりまして大変なお尽力を賜りましたことを重ねて厚く御礼申し上げます。大変ありがとうございました。

#### 4 部会報告

美添会長) 現在、諮問されている案件の部会の開催状況は先ほどの資料6に示されているとおりである。このうち、最初の3つについては答申に絡んで既に説明をいただいている。

4月9日に開催された第80回鉱工業・建設統計部会において、諮問第319号「工業統計調査の改正について」に関して議論されている。

本日は鉱工業・建設統計部会の清水部会長が所用で欠席なので、椿部会長代理から説明をお願いします。

椿部会長代理)

工業統計調査の改正については、3月9日開催の第647回統計審議会において諮問され、鉱工業・建設統計部会に審議が付託された。

5月の当審議会答申に向けて、4月9日に第80回の部会を開催し審議を行った。先ほどの資料6の5ページ、ここに部会の開催状況、第80回結果概要があったので、これに沿って報告させていただく。

初めに今回の部会審議に当たり、メンバーの異動がありましたのでご紹介する。これは本日参考配布というところに統計審議会委員及び専門委員一覧があるかと思う。部会長が清水委員に交代して、私が部会長代理となった。

専門委員であるが、菱重エステートの近藤専門委員、これは新任というより、これを見ますと引き続きのようだが、あと慶應義塾大学の宮川専門委員、連合総合生活開発研究所の鈴木専門委員、横浜国立大学の富浦専門委員、東レ経営研究所の高橋専門委員に新たにお問い合わせしているところである。

第80回の部会であるが、まず事務局から諮問の趣旨の説明を受けました後に調査実施者である経済産業省から調査計画案についてご説明いただいた。

その後、工業統計調査の調査計画案については各委員、専門委員、審議協力者がキックオフということで自由に幅広く意見を求められた。

引き続き清水部会長が用意しました論点メモの内容についてご意見を徴集した。基本的には論点メモに関し、それに沿った議論をしようということが承認されているところである。

当日の主な意見であるが、そこに総括的な事項というところが、5ページの①にあるかと思うが、今回、その他収入を含めて製造業事業所全体の収入を把握しようとする調査計画なわけだが、基本方針としてこれでいいのではないか、妥当ではないかというのが概ねの方の意見だったと思う。

ただ、一方でその際において調査事項の変更と調査結果の時系列の整合性が保てなくなるということに関しては随所意見があったけれども、まず基本的には統計データに対するニーズ等の観点から調査結果の妥当性、つまり統計の目的に対する整合性をとりあえず優先した形での議論をしようという意見もあった。

それから、調査事項、調査票に関してというのが総括的な事項の下にある。まず、その②にあるように、調査票において新たな用語の追加、用語の変更があるが、これをわかりやすいように定義しないと記入者に理解されないという意見があった。

それから、③である。今回の調査項目の追加で事業所単位に収入経費をとらえることができるようになり、事業所単位の付加価値は正確性が増すであろう。ここは非常にいいのではないかという意見があった。

次のページ、6ページに行っていたと思う。調査方法について、①②のとおり今回、構内請負事業所を捕捉することが非常に大きなポイントである。そこをどこまで捉えるのか。また、どこまでの範囲とすべきなのかという観点から、構内事業所の定義についてきちんとした議論が必要なのではないか、そのような意見があった。

それから、④であるが、今回から導入する本社一括調査方式の実施に当たっては、国の段階で回収した調査票の記入漏れ等の審査を行った上で都道府県に送付してもらいたいという意見があった。

その下であるが、集計・公表、先ほど申し上げましたが調査項目の変更によってこれまでの結果との連続性、接続性がどういうふうになるのかということに関して、やはり見ていきたいという意見があった次第である。

以上、キックオフなのでいろいろな意見があったところだが、これは先ほど申し上げましたように清水部会長の論点にもかなりこういう部分が触れられていたということもあったので、今後、部会長のメモに従って審議を進めていくということになったわけである。

それから、当日はエネルギー消費統計のための試験調査、これは第二次試験調査の結果についての報告と平成18年度エネルギー消費統計調査予備調査、第3次の調査というべきものかもしれないが、そういうものの実施計画について、事務局並びに調査実施部局からの説明を行った。これについては、当日、時間があまりなかったということで、それに関する質疑等は次々回の4月23日の第82回部会で行うこととして当日閉会ということになった。

なお、この80回の審議結果を踏まえて、次回、4月16日の第81回の部会で工業統計調査については先ほど申し上げた論点メモに沿った個別の論点についての審議を行うこととなっている。

以上、80回部会の概要である。

美添会長) ただいまの報告について質問等あればお願いします。

舟岡委員) 6ページの集計・公表の②に企業物価指数の品目ウエイトとして使用しているので、統計の連続性の点で心配であると記されているが、これはいかなる意味か。

椿部会長代理) 今回、調査自体はかなり詳細というか、いろいろなものを切り分けてやるよう

になっているが、それによって先ほどの接続性ということで全般に心配な事項があると申し上げたが、これによってウェイトが変わる可能性があるという指摘があったんだと理解している。今回の今までこの統計で使われていた集計結果が企業物価指数の品目ウェイトに使われていた。

舟岡委員) 企業物価指数は企業間の取引を反映するような物価指数ということだが、実際は事業所間の製造品の取引についての総合的な価格を表すような指数になっていて、事業所の製造品出荷額をウェイトとして作成されているので、連続性について特段の問題がなさそうな気がするが。

美添会長) この発言は日本銀行ではないのか。

事務局) 日銀の審議協力者からそういう意見があった。

美添会長) 日本銀行の採用しているウェイトの作成方法につき、作成者自身が疑問を感じているという。この点は部会で確認してほしい。

椿部会長代理) 分かりました。その点につきましては部会のほうに持ち帰らせていただく。

美添会長) 製造品の出荷額をウェイトとできれば継続性は保たれるということだろう。

これから議論していただくが、投入と産出に対応させるのに狭い意味での製造工程だけだと無理があるということと、従来、十分捕捉されていなかった労働投入を捕捉しようという努力は評価できる。方向としては優れた計画になり得ると思うが、技術的にはいろいろな問題がありそうだというのが今の議論を伺った感想である。

もうひとつ、部会で議論があったら紹介していただきたいのだが、調査方法の中で構内請負事業所について書いてある。当該事業所の回答責任者に構内請負事業所が捕捉できる可能性について尋ねるという説明だが、この問題について試験的な調査か、聞き取りなどの結果があったらご紹介いただけるか。

椿部会長代理) 実施部局のほうでお願いできるか。

実施部局) 構内請負事業所における把握については、事前に十数社にヒアリングを行った。その結果、発注元が従業者、請負事業所の従業者数について報告することは困難であるが、その発注元事業所にどのような請負事業所が入っているか、その情報についてはきちんと提供ができるというのが大勢であった。

したがって、ただいま考えているスキームは、統計調査員が準備調査で各事業所を訪れる際に、構内請負事業所の定義を明確にした書面を示して、発注元に当該事業所の構内にこの要件に合致した事業所がありますか。もしありましたら、その名称等々の情報を提供してください。そういうことで提供いただいて、準備調査名簿に加え、それで調査対象にしていく、こういうスキームを考えている。

美添会長) 了解した。この議題については、以上で終了とする。

## 5 その他

美添会長) 次に報告事項に移る。平成19年3月には資料7にあるように総務省政策統括官室において指定統計調査につき、軽微な承認案件として7調査の処理が行われている。これについて犬伏統計審査官及び小林統計審査官から報告をお願いします。

犬伏統計審査官) 私のほうから3月中に承認した指定統計調査3本、それから承認統計調査1本についてご説明する。資料7の一番最初の法人企業統計調査。

これは会社法が改正されまして、合同会社といった新たな類型が新設されたことに伴い、この4月1日から合同会社を調査対象に追加する。

それから、企業会計基準が変更されたということに伴い、資本を純資産に変更するという形式的な改正を行ったものである。

次に、3つ目の建築着工統計調査。これは独立行政法人住宅金融支援機構法の施行に伴いまして、従前の住宅金融公庫にかわりまして同機構が設立された。これを受けて住宅金融機構住宅と区分を変更したというものである。



それから、2枚目、賃金構造基本統計調査。これは学校教育法の改正に伴い助教授が廃止され、准教授が新設されるということに伴い、それに合わせた職種区分の変更を行ったというものである。

2の統計報告の徴集の承認の関係である。法人企業統計調査附帯調査、これについては密接関連ということで掲載させていただいている。この調査については、企業会計基準への減損会計が平成17年4月1日から義務化された。これに伴い、本体の法人企業統計調査の平成17年度調査に減損会計の結果がどう反映されたかということで、その影響を検証するというので実施されたものである。

もう少し背景事情を説明すると、ご承知のとおり法人企業統計調査については年次調査、それから四半期調査があるわけであるが、平成17年度の両者の結果をみると、四半期調査、それから年度調査、これが増減が反対を向いてしまったということである。実は四半期調査では設備投資額が対前年度比10%程度増加ということがずっと続いてきたわけである。年次調査でとらえた平成17年度結果につきましては逆にマイナス、約4%という結果が出てしまった。

これを受けて、この主な原因はやはり企業会計基準への減損会計を導入した。これが効いているのではないかということで、その原因を究明するために附帯調査というか、これの確認のための調査を実施したということである。

私のほうからは以上である。

小林統計審査官) 続きまして、文科省の2件、厚生労働省の1件についてご説明させていただく。これら3件はいずれも関係法令の改正に伴います変更をその主な内容としている。まず、最初に1ページ目の上から2つ目の学校基本調査については、学校教育法が一部改正され、盲学校・聾学校・養護学校が特別支援学校となり、それから助教授が准教授に、さらに助教職が設けられたということに伴い調査票及び調査要綱に所要の変更を行うものがある。

1ページ目の一番下、4番目である。学校教員統計調査につきましても同様に学校教育法の一部改正に伴う措置、それから入力方法の変更に伴い調査票のレイアウトを変えることを内容としている。

2ページ目の一番上の医療施設調査については、要綱の中の調査の範囲であるが、医療法施行規則という厚生労働省の省令を引用している箇所について、関係法令の改正に伴い、この規則に条項ずれが生じたことから所要の形式的な変更を行うものである。

これら3件については法令改正があった場の機械的な変更、また調査票の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいものと考えられるので、軽微な承認案件としてご報告するものである。以上。

美添会長) ただいまの報告について質問等あればお願いしたい。

よろしいか。それでは次の議題に移る。

統計報告の徴集については資料8のとおり、総務大臣が承認している。内容については後ほど確認をお願いします。

予定された議事は以上であるが、ほかに何か発言があるか。

特段ないようなので、以上で、第648回統計審議会を終了する。